

さいたま市外国人市民委員会規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 **3** 月**16** 日

さいたま市長

清水 正人

さいたま市規則第 17 号

さいたま市外国人市民委員会規則の一部を改正する規則

さいたま市外国人市民委員会規則（平成 26 年さいたま市規則第 96 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>(再任)</u> <u>第 5 条 委員会の委員は、1 回に限り再任されることが</u> <u>できる。</u>
<u>第 5 条</u> [略]	<u>第 6 条</u> [略]
<u>第 6 条</u> [略]	<u>第 7 条</u> [略]

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。